

## 「小規模特認校」制度の先進事例に関する調査研究

### A study on the Advanced Cases of System of Small Chartered Schools

久保 富三夫

KUBO Fumio

(和歌山大学教育学部)

**抄録：**「小規模特認校」制度は法規に根拠を持つ制度ではなく、「学校選択制」の一形態である「特認校制」のうち、「小規模校」において取り入れられている制度である。2013年度の「小規模特認校」の総数は413校（小学校345校、中学校68校）であり、先行研究と比較すると、この6年間に、1.5倍くらいに増加している。小論では、「小規模特認校」制度とはどのようなものなのか、読者に理解していただくために、訪問調査によって把握した各学校の状況のうち、10校の事例に限定して紹介する。なお、現在のところ、和歌山県内には「小規模特認校」は存在しないが、市町村の大規模な合併が実施され、学校統廃合政策が加速する中で、和歌山県内でも制度導入に向けた具体的動きが始まっている

**キーワード：**小規模特認校、統廃合、複式学級、へき地教育、少人数学級、教育課程、地域住民、学校づくり

#### 1. はじめに

筆者は、2013～2014年度の2年間にわたって、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（挑戦的萌芽研究、平成25・26年度）の交付を受けて、「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究」に取り組んできた（課題番号：25590224）。本研究の成果は、2015年度に開催されるいずれかの学会において発表し、さらに考察を深めた上で、学会紀要に投稿する予定である。

したがって、小論においては、学会発表・投稿との重複を避けることに留意しながら、2014年度に訪問調査を実施した学校の中から、いくつかの事例を取り上げて、まずは、「小規模特認校」制度とはどのようなものなのか、読者に理解していただくことを主眼とする。なお、前述と同じ理由から科研費助成研究の研究課題に迫る総括的考察・分析はあえて記述しないので、この点、ご容赦願いたい。

#### 2. 「小規模特認校」制度とは何か

「小規模特認校」制度を理解する上で、まず、留意すべきことは、同制度は法規に根拠を持つ制度ではなく、「通学区域制度の弾力的運用について」（文部省初等中等教育局長通知、1997年1月27日）以降に導入された「学校選択制」（自由選択制、ブロッ

ク選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制の5種類）の一形態である「特認校制」のうち、「小規模校」において取り入れられている制度であるということである。

ただし、後述するように、同制度が最初に導入されたのは、前記通知の20年前、1977（昭和52）年度のことである。

また、「小規模校」と言っても、明確な定義・基準があるわけではなく、同制度を導入している学校には、在籍児童生徒数が300名を超えるところもあれば、在籍数がわずかに数名のところまで、多様である。前者の場合には「特認校」ではあっても、「小規模特認校」とは言い難い。

筆者は2013年度に「小規模特認校」の所在調査を実施したが、その際に、「小規模」の基準設定に苦慮した。とりあえず、小学校、中学校ともに、2010年度において在籍数240名以下の学校（当時の学級編製の標準である40名×6学級）を「小規模校」とした。小学校では、各学年単学級、または、一部の学年では2学級の学校、中学校の場合には、各学年2学級の学校が「小規模」の上限になると考えた。

したがって、正確には、「いわゆる小規模特認校制度」あるいは、「小規模特認校」制度と表記すべきであるが、小論では、その定義があいまいであること

を前提として、以下、単に小規模特認校制度と表記する。

### 3. 小規模特認校制度のはじまりと現況

小規模特認校制度は、1977（昭和52）年に札幌市において、「生徒数が減少して廃校の危機にあった札幌市郊外の間山部へき地小規模校の存続を願う地域住民や学校関係者の要望に応え、併せて、自然豊かな小規模校への通学を希望する市街地児童生徒（親）に応えるために、札幌市教育委員会が校区外通学と小規模性保持という特別な許可を与えて、盤溪、駒岡、有明の3小学校で始まった制度」<sup>1)</sup>である。札幌市では、これら3校に続いて、福移小・中学校で1985（昭和60）年度からこの制度を導入した。その後、通学区域の弾力化や学校選択制導入の流れの中で、全国的に広がり、また、学校の立地や制度導入の経緯・理由についても、地域における学校存続を根幹としながらも、当初と比べると多様化してきているように思われる。

小規模特認校制度を導入している学校の所在、学校数についての先行研究では、2003（平成15）年から2004（平成16）年にかけての門脇正俊による調査では242校（216小学校、26中学校）とされており<sup>2)</sup>、また、長谷夏哉・斎尾直子によると2007（平成19）年度には275校であると記述されている<sup>3)</sup>。

## 4. 小規模特認校の所在

### 4.1. 2013年度実施の調査結果

前述のように、小規模特認校制度は、法規に明文規定がある制度ではないので、文部科学省としてもその所在や学校数を把握していない。そのため、2013年度は、都道府県・政令指定都市教育委員会に協力をお願いして、同制度を導入している学校の所在を把握することに努めた。

調査時期や調査方法は次の通りである。

【調査時期】2013年11月～12月

【調査対象】47都道府県・20政令指定都市教育委員会を対象とする。

【回答数】4県の教育委員会を除く、43都道府県および20政令指定都市教育委員会から回答を得た。

【調査方法】筆者がインターネット等で把握した情報をもとに「全国小規模特認校一覧」を作成し、都道府県・政令指定都市教育委員会事務局に送付し、それに修正をお願いし、返送を求めた。郵送方式で実施した。

### 4.2. 小規模特認校の所在（調査結果）

2013年度の調査をもとに、2014年度にかけて、各学校の在籍児童生徒数の変化（2010～2014年度）を、全国学校データ研究所編『全国学校総覧』（原書房）

の各年度版に基づき<sup>4)</sup>記載して、「全国小規模特認校一覧」を作成した。

その結果から次のことが判明した。

第一に、全国的分布をみると、47都道府県のうち、小学校、中学校を問わず小規模特認校が存在しないのは、岩手県、秋田県、福島県、群馬県、福井県、山梨県、和歌山県、島根県、徳島県、愛媛県、の10県である。最も学校数が多いのは鹿児島県であり、112校（小学校94校、中学校18校）、その次が北海道の65校（小学校52校、中学校13校）、第3番目が栃木県の30校（小学校26校、中学校4校）である。

各県の公立学校数のうち小規模特認校の比率が高い県は、小学校の場合には、鹿児島県17.3%、栃木県6.9%、宮崎県5.7%、鳥取県5.2%である。中学校の場合には、鹿児島県7.6%、石川県4.4%、宮崎県と大分県が3.0%である。このように、鹿児島県における比率が小・中学校ともに格段に高いことが分かる。

第二に、筆者が調査を実施した2013年度の小規模特認校の総数は413校（小学校345校、中学校68校）であること（ただし、2010年度の在籍数が240名を越える学校がこの他に小学校4校、中学校4校、計8校ある）。これは、前述の長谷夏哉・斎尾直子による研究において、2007（平成19）年度には275校であると記述されている<sup>5)</sup>ことと比べると、この6年間に、おおむね1.5倍くらいに増加していると言える。

第三に、小規模特認校のうち、2014年度の在籍数が2010年度に比して増加している学校は117校：28.5%（小94校：27.4%、中23校：34.3%）であり、制度を導入したからと言って、かならずしも児童生徒数が増加するものではないことを示している。しかし、また異なる角度から考えると、これら小規模特認校が立地する地域においては、全国的な児童生徒数の減少をはるかに上回る減少傾向が推測されるにもかかわらず、30%近くの学校が在籍数を増加させていることは、同制度導入の効果を示しているとも言える。

第四に、前述の在籍数増加の学校のうち、2014年度在籍数が2010年度に比して1.2倍以上に増加している学校は、52校：12.7%（小43校：12.5%、中9校：13.4%）であり、逆に、0.8倍未満に減少している学校は、149校：36.3%（小134校：39.1%、中15校：22.4%）である。このような大幅増加・減少の要因を考察することが本研究課題を解明する上で重要であると思われる。

第五に、近畿地方の2府4県（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）には、小規模特認校が22校（小学校20校、中学校2校）存在するが、和歌山県には

小規模特認校が存在しないことが注目される。この要因については、筆者はある推論を持っているが、小論では言及しない。

## 5. 小規模特認校訪問調査といくつかの事例

前述の2013年度調査に引き続き、2014年度は、近畿地方を中心に（近畿地方の17校。他に北海道4校のうち1校は小・中併設校）、栃木県2校、福岡県2校、沖縄県2校（2校とも小・中併設校）訪問調査を実施した。また、3市の教育委員会事務局を訪問し、担当者からの聴き取り調査を実施した。

小論では、訪問調査によって把握した各学校の状況のうち、10校の事例に限定して紹介する。なお、学校名が特定されないように、県名・市名を含めて、すべて匿名で表記するので<sup>6)</sup>、読者には大変わかりづらい記述となるが、ご容赦願いたい。

### 5.1. A市立B小学校

★在籍児童数…2010年度：48→11年度：44

→12年度：47→13年度：49→14年度：52

A市立B小学校は、A市域の最北端に立地し、峠を越えれば隣のC市である。児童は、本数は少ないがA市営バスを利用して市街地から通学している（通学時は一便のみ）。交通費の補助はない。

同校は、1874（明治7）年に、分校として薬師堂を校舎として発足したことに発祥する。1877（明治10）年には、校舎を改築した。そして、1910（明治43）年には尋常小学校となる。1941（昭和16）年には、B国民学校となった。1947（昭和22）年度からはB村立B小学校となり、その後、1958（昭和33）年には、A市との合併により、A市立B小学校となった。なお、1947年度には、B村立B中学校が開校し、1958（昭和33）年には、A市立第5中学校となった。しかし、1995（平成6）年度には、第9中学校に合併され、廃校となった。

B小学校に小規模特認校制度が導入されたのは、2003（平成15）年度からであり、2014年度で12年目を迎えている。なお、併設されているB幼稚園も特認制度を実施しており、2014年度は園児5名のうち3名が地域外から通園している。

特認校制度導入に至る経緯は、次のようなものである。1995（平成7）年ころから在籍児童数が大きく減少し、2001（平成13）年度には30名を割り込むことになった。1998（平成10）年には、「村づくり計画」が策定され、その中でも、「校区の拡大あるいは特認校制度によって」児童数を増やすように、「市に強く要請すべきである」と記述されている<sup>7)</sup>。また、『A市教育改革懇話会提言』（2002年4月）でも制度導入が提言されている。その後、教職員やPTAは近畿地方の先進校を視察し、特認校制度導入に関

する議論を進めていった。

同校は、2013年度で制度導入10周年を迎え、市民への宣伝も意図して、様々な記念事業を展開した。『結～ゆい～』という題目のA市立B小学校特認校制度10周年記念誌の発行もその一つである。この中から印象深い記述を紹介する。

校長によると、「（特認校制度が）始まる前には、「Bの子どもたちにとってプラスになるのか?」「こんな遠くまで来てくれる子がいるのだろうか?」いろいろな心配もありました。平成14年の夏には、「少しでもBのことをたくさんの人に知ってもらおう」と、校区外の子どもたちを招いて「サマースクール」が企画されました。そこに、本当にたくさんの子どもたちや保護者のみなさんが参加してくださったのを見て、「この制度はうまくいきそうだ」と感じた<sup>8)</sup> そうです。

また、記念事業実行委員会の委員長をお務めになった方の言葉も胸を打つものがある。

「平成14年、夏のある夜、新しい制度導入に向けた地元説明会が体育館で行われました。私も長男を抱え地域の人たちと校長先生の話に耳を傾けていました。もちろん、その新しい制度とは今年度10周年を迎えた特認校制度です。

「地域の子どもに悪影響はないのか」「本当にこんな田舎までくる子どもはいるのか」説明会では、地域の人たちの素直な意見や疑問が飛び交いました。説明会は夜遅くまで続き、その内、長男も私の膝の上で眠ってしまいました。地域の人たちは不安と期待を抱きながら体育館を後にしました。

そして、15年春、たくさんの子どもたちが、バスに揺られながらBにやってきてくれました。Bに新しい風が吹き込まれた瞬間です。大人たちの不安とは裏腹に、子どもたちは大喜び。特認校として生まれ変わったB小学校は、サマースクール、韓国交流など地域を巻き込みながらさまざまな挑戦を行ってきました。10周年となる今年度は、A祭りパレードにも挑戦しました。

明治7年発足以来、……時代と共に歩んできたこの学校は、多くの方に愛され、そして支えられてきました。これからも、この緑の中の小さな学校は、たくさんの人に愛され、そして支えられながら歩み続けて行くことでしょう。さまざまな挑戦を繰り返しながら。」<sup>9)</sup>

現在の在籍児童数は52名であり、そのうち41名が特認校制度利用の児童（「スマイル」と呼称）である。1年生、3年生には、地域在住の児童はいない。

なお、2014（平成26）年度の1年生入学希望者は、希望者が多いため、初めて抽選を行ったという。同校では1年生への入学以外に転入学もできるが、ス

マイル児童のうち3分の2は、1年入学者である。また、スマイルで入学してきた児童のうち30%の児童が卒業までに転出しており、この点は課題の一つであると思われる。

特認校制度導入前年の2002(平成14)年度からの児童数の推移は次のとおりである。

	児童数	地域内	特任
2002年	28	28	／
2003年	34	21	13
2004年	43	21	22
2005年	45	22	23
2006年	41	18	23
2007年	46	15	31
2008年	46	16	30
2009年	49	16	33
2010年	48	20	28
2011年	44	17	27
2012年	47	14	33
2013年	49	16	33
2014年	52	11	41

2014年度の学年別児童数は次のとおりである。在籍児童数52名のうち、41名が特認制度利用の児童である。

	児童数	地域内	特任
1年	9	0	9
2年	11	4	7
3年	7	0	7
4年	10	2	8
5年	8	3	5
6年	7	2	5
計	52	11	41

同制度発足当初は、バス路線周辺の児童が多かったが、現在は、A市全体に広がっているということである。幼稚園が併設されており、現在5名の園児のうち3名は特認制度利用の子どもである。また、A市が今年度から空家バンク制度を始めており、今後も移住者が期待される。小規模特認校制度によりかなり順調に教育活動を展開している学校であると思われる。

ただ、学童保育がないために地域からの流出があることが課題であり、同校では、放課後子ども教室事業を活用して、「〇〇〇こ(仮)クラブ」開設の準備を進めている。これは、文部科学省が推進する「放課後子ども教室推進事業」に則り、設立を準備しているものである。B小学校では、2008(平成20)年度から2009(平成21)年度にかけて、「放課後子

ども教室」を実施していたが、それが週1回であったのに対して、「〇〇〇クラブ」は授業日にはほぼ毎日実施、学習活動を中心に置く、などのちがいがあある。筆者の訪問時には、2014年9月開設を目指して、運営スタッフ(コーディネーター1名、学習アドバイザー・安全管理員)の募集が行われていた。この確保が最大の課題であると聞いた。

同校の教育活動は、「豊かな信頼関係を築き、地域社会に貢献する子どもを育成する」ことを教育目標として、I. 自然や地域から学ぶ(①地域を素材とした総合的学習、②学習田の取組み、③老人会・婦人会交流)。II. みんなで創るドラマ(①サマースクール、②幼・小・地域大運動会、③幼・小・地域交流発表会)。III. 一人ひとりのよさを伸ばすために(少人数を活かした授業づくり、②ボディトーク～ミュージカル公演に向けて～、③篠笛)、IV. 保護者・PTAと力を合わせて(①PTA活動、②Bおやじの会)、を掲げている。

## 5.2. D市立E小学校

★在籍児童数…2010年度：87→11年度：84

→12年度：88→13年度：86→14年度：71

D市立E小学校は、1873(明治6)年に、簡易小学校が神社境内に設置されたことに発祥する。その後、小学校分校、1887(明治20)年には、もとの小学校から独立し尋常小学校として開校される。1900(明治33)年には、E尋常小学校となる。翌年、1901(明治34)年、現在地に校舎を建築し移転した。この年、高等科を併設し、E尋常高等小学校と改称した。1941(昭和16)年度からのE国民学校時代を経て、1947年度にE村立小学校となった。1956(昭和31)年には、D市立E小学校となり、現在に至っている。

2014年度の同校児童数71名(1年5名、2年11名、3年8名、4年13名、5年14名、6年20名)のうち特認校制度利用者は41名であるが、今年度は同制度による入学者が2名となり(1年生は全員で5名)、校長は危機感を抱いていた。制度導入当初は、入学者が多いので、案内を少し控えめにしていたが、このままでは存続が危ぶまれると広報活動の強化を考えている。学校説明会が授業参観中心であるために、同校が重視している自然豊かな環境の中での活動(自然観察、ホテル鑑賞会、サマースクール)をアピールできていないと校長は話した。また、放課後の子どもの活動についても「放課後子ども事業」を活用して改善を加えているということであった。さらに、新聞やテレビを通じて同校の教育活動を社会的に知らせていくことにも力を入れていこうとしている。2014年5月8日付の読売新聞には、「春夏

秋冬「自然が教室」という大きな見出しで、同校の活動が報道された。1日だけでは、学校のことがわからないので、年間、あらゆる機会を通じて、紹介していきたいという。

同校では、D市がスクールバスを借り上げて運行させている。従前の中型から大型バスに切り替えたために、借り上げ料は300万円から600万円以上に倍増したようであるが、保護者負担はこれまでと同じ年間75000円におさえている模様である。老人会を中心とした地域の支援は強力であり、見守り活動に参加している。放課後の活動については、帰りのバスが発着する16時まではおこなっている。

すでに、特認校制度利用者の方が多数を占めていることから、今年度の会長は特認制度利用の保護者であり、副会長二人を特認と校区の方をそれぞれお一人ずつ選んでいるという。

同校は、学校林を持つ数少ない学校であり、これを教育活動に最大限生かしていくことが重要であると校長は強調していた。

なお、同校卒業後の中学校進学は、居住地区の中学校でもE小学校の校区であるF中学校でもよい。

### 5.3. G市立H小学校

★在籍児童数…2010年度：87→11年度：84

→12年度：88→13年度：86→14年度：71

G市立F小学校は、G市郊外のブドウ園が広がる山腹の中を急坂を分け入ったところに立地している。1872（明治5）年に開設された小学校と1875（明治8）年に開設された小学校が、1908（明治41）年に合併し、H尋常小学校となる。1941年度からのH国民学校時代を経て、1947（昭和22）年度からG町立H小学校、そして、1958（昭和33）年にG市立H小学校となった。

校区外からの通学者は、私鉄の駅やJRの駅を経由する市営の循環バス（無料）を利用して通学している（朝2便、下校時2便）。下校時は、低学年が15時44分のバス、高学年が16時31分のバスを利用している。

同校は2006（平成18）年度から小規模特認校制度を導入しており<sup>10)</sup>、2014年度は、在籍児童数85名、そのうち、校区児童は38名、特認制度利用者は47名である。昨年度までは校区児童の方が多かったが、今年度初めて逆転した。学年ごとのうちわけは、1年生11名（特認9名）、2年生20名（特認10名）、3年生10名（特認7名）、4年生14名（特認7名）、5年生15名（特認8名）、6年生15名（特認6名）である。

制度導入前の2004（平成16）年度には複式学級が二つできる状況になり（義務教育標準法上）、この年度は、市費による加配により単級を維持したがその

後も校区児童数が減少することが明らかなため、2004年1月に、G市教育委員会教育長が、「H地区学校教育検討会議」議長に対して、「H地区の学校教育に関する基本的な方策について」諮問し、その報告が2005（平成17）年3月に提出された。そのなかで、小・中一貫教育など特色ある教育の推進とともに、小規模特認校制度の導入が提言された。同校の制度が、正式な検討会議での議論を経て、市教委に提言され、制度が導入されたことが特色の一つである。

第二の特色は、同校が、教育特区の指定を受けており<sup>11)</sup>、H中学校とともに「表現科」「えいご科」などの独自科目を設定していることである。

第三の特色は、隣接するH幼稚園<sup>12)</sup>、H中学校も小規模特認校（園）であることである（中学校は2007年度から）。小学校卒業生のほとんどはH中学校に進学するが、居住地区の中学校を選択することもできる。

なお、PTAは2014年度から幼・小・中合同の組織となり、会長は特認制度利用者の保護者が務めている。

制度導入後、9年目を迎え、順調に発展している同校であるが、現在の最大の課題は、通学の足である循環バスの飽和状態であるという。循環バスは、私鉄バスの廃止後、G市が市民のために運行しているものであり、もともとは同校児童の利用のためのものではなく、現在は、朝の便が児童・生徒により満杯状態になり、市民からの苦情が寄せられているそうである（児童・生徒も市民なのだが）。そのため、同校は従来、1学年20人程度（校区児童を含む）を基本に、各学年（6年生を除く）特認児童を募集していたが、来年度は小学校は、1年生のみ6人（中学校は1年生5人、2年生5人）の募集に抑えざるを得ない事態を迎えている。希望者は多いにもかかわらず、また、1学年20名程度という学級編制からは余裕があるにもかかわらず、バスのことが厳しい制約になっており、大変惜しいことだと思う。校長のお話では、今後、循環バスの民間委託も検討されているとのことであり、その際、さらにきびしい事態が心配される。

校長は、今後、地域住民からG市への要望、運動の高揚が是非とも望まれると語っていた。そのこともあって、従来、毎年1回開催の「小規模特認校推進委員会」を参加者を拡大して2014年10月10日に開催し（今年度2回目）、打開策を検討することになっているということである。校長からは、他の特認校におけるスクールバスの存在についてご質問があったので、把握している事実をお伝えした。

また、校長は、空家や遊休農地を活用して、地域に一住む人々を増やすことの重要性を語っていた。

#### 5.4. I 市立J小学校

★在籍児童数…2010年度：64→11年度：69  
→12年度：63→13年度：73→14年度：62

I 市立J小学校は、1892（明治25）年、J尋常小学校が設置されたことに発祥する。1941（昭和16）年度からはJ国民学校、そして、1947（昭和22）年度からはJ村立J小学校となり、1954（昭和29）年にI市立J小学校となった。

今年度、在籍児童は62名、そのうち49名がいわゆる特認児童である。各学年8名から18名の児童数であり、5年生は5名、6年生は10名で計15名なので義務教育標準法では複式学級になるが、単級で編成している。公的には学級数は5学級であり、それに基づく教員数しか配置されていない。男子は25名（うち特認20名）、女子は37名（特認29名）であり、同校では特認制度適用の児童は女子が男子を上回っている。

学級は20名を限度としており、昨年度の6年生は20人学級であった（うち10名が校区）。

これまで、志願者が校区児童と合わせて20名の枠を超えたことはあったようであるが、校区児童の転出等で抽選せずに今日まで至っているとのことである。2014（平成26）年度の1年生は校区生なし、2015年度1名、2016年度4名、2017年度5名、であるから、これと特認制度利用の児童を合わせると、今後も各学年15～20名程度の学級規模が維持できるように思われる。

同校の強みは、なんとといっても私鉄のJ駅が徒歩5分の位置にあることである。すでに無人駅ではあるが路線廃止の心配はない<sup>13)</sup>。したがって、I市内から保護者の送迎なしに安定的に通学できる。

第二に、中学校進学の際には、居住地の学校だけでなく、J小学校区の通学中学であるK中学に進学することも重要である。ほとんどの子どもがK中学に進学するということである。

第三の特徴は、小規模特認校制度導入の中心的組織として結成された「J小学校を考える会」が現在も維持されていることである。保護者と地域住民が参加しており、活動報告書も作成されている。主な活動は、「Jキッズ体験教室」「クリスマス会」等の開催である。

また、J地区自治会連合会として、「J小学校で学びませんか」という市民、子ども向けポスターを作成している。さらに、2012（平成24）年度には、I市教育委員会から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の指定を受けている（市立全小学校に設置）。

課題としては、地域に住む人たちを増やしたいが、市街化調整区域の指定を受けているために、移住者

が住宅を建設しにくいことを校長は挙げていた。また、J保育所が10年ほど前に廃園になったこと、さらに、学童保育所が設置されていないこともやや困難な点であろう。

しかし、豊かな自然環境と多彩な教育課程、前述の通学の便に恵まれていること、中学校選択が柔軟であること、地域住民の支援（地域の児童が一定数存在する）などから、今後も、転入学希望者は安定的に確保できるように思われる。

#### 5.5. L市立M小学校

★在籍児童数…2010年度：68→11年度：70  
→12年度：54→13年度：45→14年度：38

L市立M小学校は、1875（明治8）年に、M小学校として設置され、1893（明治26）年にはM尋常小学校となり、1914（大正14）年に高等科を併設し、M尋常高等小学校となった。その後、1941（昭和16）年度からのM国民学校時代を経て、1947年度からM村立M小学校となった。1954（昭和29）年にはL市立M小学校となった。1956（昭和31）年度には、近隣の小学校と合併して改称したが、1960（昭和35）年には再びM小学校に戻った。

2005（平成17）年度に地域住民による「M小学校の子どもを考える会」が発足し、学校存続に向けて、A市立B小学校やI市立J小学校を見学し、市教委への要請を行い、2008（平成20）年度より制度を導入した。

制度導入後も3年間は児童が減少したが（2007年度：55名→2010年度35名）、その後、市民に知られるとともにやや増加に転じ、2014年度は38名が在籍している（2013年度は45名）。そのうち21名が特認制度利用の児童である。学年1学級であるが、学級定員を16名に抑えて、募集人数を設定している。なお、2014年度は特別支援学級が1学級ある。

	地域	特認	児童数
1年	1	2	3
2年	3	4	7
3年	0	5	5
4年	0	4	4
5年	7	6	13
6年	6	0	6
計	17	21	38

同校の特徴は、通常学級6学級に加えて、特別支援学級が1学級設置（在籍3名。定員4名）されていることである。特別支援学級が適切な子どもを定員の範囲内で受け入れている。

また、2001（平成13）年度に全面改築された木造

校舎は、近畿地方でも特筆されるべき構造、外観、内装である。地域住民のセンター的機能を持つ部屋も用意されている。

さらに、同校では、ホテル&夜のM小校舎見学ツアー、サマースクール、里山ウォーキング、など通常の学校説明会とは別に多彩な催しを行い、Mの自然環境の中で学びたい、学ばせたい子どもと保護者を引きつける取り組みが行われている。

公共交通機関は私鉄バスが運行されており、登校時1便、下校時3便が、中Mバス停（M小学校前）に臨時停車する。制度利用児童の通学は、路線バスと保護者による送迎の2種類である。

立地上も、市街地から車で20分程度、路線バスも停車本数は少ないが運行し、今後も制度利用の児童が増加する可能性を有していると思われる。

## 5.6. N市立O小学校

★在籍児童数…2010年度：30→11年度：27

→12年度：32→13年度：29→14年度：25

N市立O小学校は、1871（明治4）年に設置された小学校と1873（明治6）年に設置された小学校に発祥する。1920（大正9）年に、両校を合併し、第二尋常高等小学校として、現在地に校舎が建設された。1941（昭和16）年度からは第二国民学校となり、1947（昭和22）年4月から第二小学校となった。この時、中学校の分校が併設された（1956年に廃止）。そして、1960（昭和35）年にN市立O小学校と改称した。

2014年度の在籍数は25名である（1年5名、2年2名、3年3名、4年4名、5年5名、6年3名、特別支援学級3名。複式3学級）。1998（平成10）年度には62名いた児童が、その後、漸減し、2005（平成17）年度には児童数42名で2・3年生が複式学級となり、2006（平成18）年度には児童数34名で1・2年生と3・4年生が複式学級、そして、2009（平成21）年度には29名で複式3学級となった。

小規模特認校制度実施に至った経緯は、前述の児童数減少、複式学級出現を背景としながら、次のようなことであった。

2000（平成12）年に校舎改築委員会が設置され（プレハブ校舎であった）、学校の存続と校舎の改築を市に働きかける活動が始まった。2005（平成17）年度に、体育館と特別教室棟（音楽室、家庭科室）が完成したが、校舎改築までには至らなかった。市からは、1学年1学級を確保できた段階で、校舎改築を検討するとの回答があった。それで、校舎改築委員会では、児童の確保のための手立て（山村留学、学童保育の要望書、空き家の提供、校区外通学など）を検討した。そして、2006（平成18）年度に、小規模校の活性化と複式学級の解消を図るために小規模

特認校制度の導入（併設のO幼稚園も含む）を決定し、2007（平成19）年度より制度を実施した。

2014（平成26）年度までに特認制度を利用して転入学した児童（園児）数は次のとおりである（合計数は小学校のみ）。

2007（平19）年度：2名（3年、6年）

2008（平20）年度：3名（1年2名、6年1名）計4名

2009（平21）年度：1名（幼稚園）計3名

2010（平22）年度：3名（1年2名、5年1名）計6名

2011（平23）年度：1名（4年）計6名

2012（平24）年度：1名（1年）計6名

2013（平25）年度：2名（幼稚園）計3名

2014（平26）年度：2名（1年、4年）計3名

※特認校制度を利用して転入学したが、その後、校区内に移住し、定住したケースもある。

また、在籍児童数の変遷は次のとおりである。

1997（平9）年度：59名、1998（平10）年度：62名、1999（平11）年度：55名、2000（平12）年度：61名、2001（平13）年度：52名、2002（平14）年度：51名、2003（平15）年度：51名、2004（平16）年度：42名、2005（平17）年度：42名、2006（平18）年度：34名、2007（平19）年度：30名、2007（平19）年度：30名、2008（平20）年度：27名、2009（平21）年度：29名、2010（平22）年度：30名、2011（平23）年度：27名、2012（平24）年度：32名、2013（平25）年度：29名、2014（平26）年度：25名

小規模特認校制度導入前に予想していたことと、導入後の状況について、校長は次のように述べている。

「・数は少ないが、予想以上に来てくれたというのが実感である。しかし、面談の段階で、特別な支援がかなり必要であり、さらに家庭の協力があまり期待できないことから、転入を断った例もある。

・人間関係を築くのが苦手で、不登校や特別な支援を必要とする児童の希望が多いのも事実である。

・平成23年度から特別支援学級を開設（現在3名在籍）

・朗読会や学芸会などの様々な特色ある行事、縦割り班活動や全校朝会での1分間スピーチ・フリートーク、全校生による授業研究会（水曜日、年間4回、各2時間。6年生の授業を1～5年生が参観。子どもの意見を基にした研究会。ダイヤモンド・トークと呼んでいる）、個々にきめ細かく関わる本校ならではの教育を通して、人前で堂々と自分の意見を述べたり表現したり

する力は確実に伸びてきていると言える。

・保護者は様々な行事に、たいへん協力的である。草刈り等の環境整備に、毎日のように来てくださる方もある。以前には、特認校制度による転入児童が担当した町内放送を録音し、児童の保護者に送って聞かせたということもあり、温かく受け入れている。

・少人数のため、PTA役員が何度も当たるという現状から、特認校制度を利用している児童の保護者にも役員になっていただいている。」

また、小規模特認校制度を導入し、成功例に導くには何が重要か、ということについて、校長は次のように述べた。

「市内にニーズがあるかどうか。N市は、市としての規模が4万2千人で減少傾向にあり、新興住宅地の1校を除いてはすべての学校で児童減の状況にある。その中で児童数を確保せよというのは難しい。

・特色ある教育活動・学力の向上、児童の成長が明確に見えること。ここに来れば、こんな力が付くということの仕掛けとPR活動が大切。

・交通手段の確保（昨年度より、試行として10人乗りワゴン車が運行）。それまでは、保護者の送迎が原則であった。しかし、実績が上がらないと、予算が打ち切られる可能性もある。」

前述の校舎改築推進委員会は、2008（平成20）年3月をもって解散し、新たに「O学園を考える会」が発足した。なお、耐震工事の関係で、新校舎が2013

（平成25）年度に完成し、11月10日に新校舎竣工式が行われた。「O学園を考える会」では、啓発用ポスター作り、啓発用マグネットの制作、環境整備（中庭の池の補修など）に取り組んできた。

2014（平成26）年度からは、学校教育課、住民代表、PTA会長を加え、新たなメンバーで立ち上げた。5月30日に第1回の会合を持ち、O小学校の今後の展望について、学校・地域・PTA・行政、それぞれ何ができるのかを検討している。主に特認校のPRや環境整備を重点的に取り組むつもりだということである。

また、O小学校では、2013（平成25）年度には、県内の小学校と「小規模校交流事業」を実施した。2014年度は、大規模校との交流も含めて検討中である。

## 5.7. P市立Q小学校

★在籍児童数…2010年度：13→11年度：9

→12年度：17→13年度：22→14年度：24

P市立Q小学校は、1873（明治6）年に、Q村と隣接する村に二つの小学校が設置されたことに発祥する。

小規模特認校制度を導入してまだ3年目であるが、2014年度、同校在籍児童24名のうち、校区の児童はわずか3名であり、21名が小規模特認校制度適用の児童である。なお、校区には3歳児が1名いるだけであり、今後も、校区からの入学者の見通しは立っていない。しかし、特認制度導入前の2011（平成23）年度には在籍数が9名であったのが、その後、17人、22人、24人、と年度ごとに在籍数を増加させている。

なお、同校では、入学者だけではなく、転学者も受け入れている。

学級編制は、1・2年生は単独学級、3・4年と5・6年は複式学級である。国語、算数ほどの学年も単独学年で学習する。5年生は副担任が、3、4年生は、新学習システム教員が指導する。英語、音楽、図工については、2学年ずつで学習する。体育は3学年一緒に授業することもある。

2014年度在籍数（6月21日現在）

	男子	女子	計
1年	4	1	5
2年	4	4	8
3年	2	1	3
4年	0	1	1
5年	1(1)	0	1(1)
6年	4(1)	2(1)	6(2)
合計	15(2)	9(1)	24(3)

P市教育委員会は、就学の条件の（3）として、「保護者の責任と負担において、児童生徒が原則として公共交通機関を利用し、自力でおおむね1時間以内で通学できること」を掲げている。

同校が着実に在籍数を増やしている要因として4つのことが考えられる。第一に、「学び」「いのち」「地域」を三つの柱に構成された「Qプラン」と称される同校の教育課程である（とても丁寧に考案されている）。少人数指導によるきめ細やかな指導、豊かな自然環境を生かした体験学習を重視している。学習園では多種の野菜を栽培し、地域の田で田植え、稲刈りを行いできたコメを週3回の給食に利用している。

第二に、同校は、狭い谷間に開けた僅かの土地を利用して立てられ、自然豊かな環境であることである。

第三に、同所は、P市の新興住宅街・団地から距離にしてすぐ近く（電車で1駅）であることである。

第四に、山深い環境であるが、私鉄の路線があり、Q駅から学校までは徒歩5分というように交通の便が良いことである。

第五に、多くの人口を抱える大都市が背後にあることである。それは、大規模な学校の中でうまく適応できない子どものや独自の教育要求を持つ保護者の存在を意味する。

Q小学校の子どもたちは、登校時は7時41分（下り）または7時40分（上り）Q駅着の電車で集団登校し、教員が駅まで迎えに行き、学校までの安全登校を期している。下校時は、16時10分（水曜日は15時10分）Q駅発の電車に乗車する。このように交通の便には恵まれている同校であるが、この私鉄はP市の市街地から標高300メートルをこえる山間部を走るため料金が非常に高く、地元では有名である（全国登山鉄道会加盟会社）。通学定期代の負担問題が出てくるだろう。

なお、2006（平成18）年ころ、「Q小学校の将来を考える会」が発足し、Q小の存続を願って活動を続けてきたが、2014年度にQ小学校特認校支援会「まりの会」が発足し、月1回程度のペースで活動を続けている。

## 5.8. R市立S小学校

★在籍児童数…2010年度：95→11年度：93

→12年度：91→13年度：94→14年度：94

R市立S小学校は、1875（明治8）年に寺院のあとに小学が設置されたことに発祥し、1885（明治18）年にU小学校となった。その後、1941（昭和16）年度からの国民学校時代を経て、1947（昭和22）年度に村立西小学校となり、1954年（昭和29）度からR市立S小学校と校名を改めた。

同小学校については、『小さい学校の大きな挑戦』<sup>14)</sup>でも詳細にその取組が紹介され、4月の「孝子桜まつり」<sup>15)</sup>には筆者も参加しているので、かなり承知していたつもりであったが、今回、R市立のもう一つの小規模特認校と合わせて訪問して、二つの特認校が見事にその特色を創り上げていることがわかった。また、両校が市街地を真ん中に挟んで広大な市域の北東部と北西部（S小学校）に離れて立地している点も好条件である。

もう一つの小学校が立地する地域は、一面の水田地帯である。山はかなり遠く、平面的な景色が広がっている。一方、S小学校が立地する環境は、U山が背後に聳え起伏に富む景観が広がっている。どちらも、地域の人たちが立ち上げた学校には違いはないが、その後の学校と地域の関係性構築は相当に異なっていたのであろう。

S小学校の特徴は、何と言っても、地域住民による学校づくり（これはおそらく他に類を見ないであろう）であり<sup>16)</sup>、学校周辺の豊かな自然環境と歴史・文化財を活用した教育課程、それに、地域在住の文化人が指導する芸術活動（書、陶芸、彫塑、箏、ダ

ンスなど）である。また、給食農園など地元の食材での給食にも力を入れている。現在の児童数は93名、そのうち61名が特認利用の児童である。両校とも各学年20名、総数120名の枠であるが、もう一つの学校が新入学者のみ受け入れるのに対して、S小学校は転入学者も受け入れる。同校は、何事にもゆったりとしたやさしい学校であり、校庭には芭蕉と曾良の句碑、樹齢400年を数える孝子桜、学校周辺にはカタクリの群生地、U山のハイキングコース等々、よくぞこれだけそろっていると思う。学校周辺はU山も含めて絶好のハイキングコース、散策路である。さらに、NPO法人「自然大好きe-街づくり」が先頭に立ち、農地を宅地として整備し（29区画。1区画430～550㎡）、販売している。また、このNPO法人は「わくわくどきどき菜園づくり」事業も行っている。

同校が公表している「小規模特認校としての5つの約束」は、次の事柄である。1 会話科、2 文化人の先生方の授業、3 地域連携、4 安全でおいしい給食、5 放課後活動（U桜スクール）。このうち、「3」と「5」について述べておこう。「3」については、2014年度で第12回目を迎えた孝子桜まつり、U山清掃登山、地域合同運動会、県立盲学校との交流、などである。「5」については、地域住民が設立した事業であり、学校の南側に独立した施設を持ち、授業がある日の放課後から午後7時まで、長期休業中や土曜日には午前8時から午後7時まで、長時間にわたって開かれている。パソコン、英会話、箏、読み聞かせ、予習・復習、スポーツ活動、などをおこなっている。また、土曜日には、サタデースクールという名称の事業をおこなっており、音楽、調理、工作、科学実験、自然や郷土の探検、などをおこなっている。サタデースクールには、U桜スクールの会員以外も参加できるということである。

S小学校は、まさに地域住民が支える歴史・自然環境を生かした学校であり、もう一つの学校はたいへん活発な学習活動と学校発の文化創造活動により地域が学校の存在を再認識したという点が印象深い。両校とも小規模特認校制度における全国的先進校であると思われる。

公共交通機関が皆無の学校でも（ただし、両校はいずれも平地にある）、条件を整えば小規模特認校制度が成功する可能性を示している。

## 5.9. V市立W小学校

★在籍児童数…2010年度：23→11年度：23

→12年度：25→13年度：20→14年度：26

V市立W小学校は、1876（明治9）年に寺の一部を借り受けてW小学校が開校されたことに始まる。1907（明治40）年には尋常小学校が6年制（義務教

育期間6年間)となったので、1908(明治41)年度には、W校は4年生まで、5年生以上はX島小学校に通学することになった。1931(昭和6)年には、もう一つの地区の児童は全員X島小学校に通学することになり、W小学校はW地域の児童のみとなった。1935(昭和10)年度からは、6年生までが在籍する名実ともにW尋常小学校となった。1941(昭和16)年度以来のW国民学校時代を経て、1947(昭和22)年度からはX町立W小学校となった。そして、合併によって、1971(昭和46)年度からV市立W小学校となった。

2014年度在籍児童は26名であり、「海っ子」(特認児童)14名、「島っ子」(校区児童)12名(うち1名は住民票を置いたまま海外に居住)である。学年別では、1年生6名(うち「海」2)、2年生3名(3)、3年生4名(2)、4年生7名(4)、5年生4名(1)、6年生2名(2)である。今年度の学級編成は、1・2年複式9名、3・4年複式11名、5・6年複式6名、の3学級である。湾の先端に立地する学校であるが、漁業に従事する家庭は皆無であり、イチゴ栽培や米作りを中心とした集落である。「海っ子」の児童は、JRの駅から私鉄バスで通学している(バスは約3分)。

同校の第一の特色は、複式3学級を基本にしており、小規模特認校制度の導入は、単級を目指しているのではないということである。教室も通常よりも狭い。何より、普通教室は三つしかない。これは、小規模特認校制度導入以前からである。小規模特認校制度導入の契機が、複式学級編成を避けたいということが多く中で、同校の方針はととても興味深い。

第二に、複式授業については長年の蓄積があり、2014年度に着任した校長も「見事」と感じるような教育課程、教育活動が組み立てられているという。

第三に、幼稚園・保育所は地域には存在しないが、そのために地域の子どもが他校区に流出するということはなさそうである。

第四に、「海っ子」は卒業後は居住地区の中学校に進学することになっている。「島っ子」は、X中学校に進学する。

同校の課題としては、豊かな自然環境の中で、少人数の教育により、一人ひとりを丁寧に育てていくという学校・教職員の願いと同校への入学を希望する保護者の理由とが食い違っていることが存在するということがあった。また、遠方から通学している<sup>17)</sup>ために、通常の小学校のような家庭訪問等、居住地域に教員が出かけることが困難であることを挙げられていた。校長は、新しいことを追い求めていくよりも長年かかって形成されてきた同校の教育の良さを継承していきたいと語っていた。

## 5.10. Y市立Z小学校

★在籍児童数・2010年度：104→11年度：101

→12年度：97→13年度：76→14年度：72

Z小学校は、Y市の南部の丘陵地帯の近辺、学校の裏を清流が流れる地に立地する。1897(明治30)年から1898(明治31年)年にかけて、その後、開拓の中心となる人たちが入植した。そして、1911(明治44)年度に尋常小学校附属特別教授所が開校した、1916(大正5)年度には特別教授所を廃止し、公有地教育所となり、翌年、1917(大正6)年には、公有尋常小学校となった。1941(昭和16)年度からは公有地国民学校となり(1944年度からはZ国民学校)、戦後、1947(昭和22)年7月に町立Z小学校となった。

同校の教育目標は、「自然を愛しともに高め合いたくましく生きる児童・生徒の育成」である。

2014年度在籍数は71名(1年14、2年5、3年13、4年15、5年13、6年11)で校区児童はわずかに3名である。1学年の定員は18名(特認校制度を始めた当初は17名)である。通学手段は、地下鉄とバスの乗り継ぎが中心である。

同校の特色の第一は、豊かな自然環境を活用した活動である。

第二に、学校農園を中心とした飼育活動・生産活動である。野菜の栽培、シイタケ栽培、野鳥へのえさやりなどの活動を通して、勤労の大切さと生産の喜びを体得させている。

第三に、全校合奏活動である。毎朝、8時半から9時まで、全校児童が吹奏楽の練習・演奏に取り組んでいる。スクールバンド演奏会や小規模交流会にも全員が参加しており、同校の教育活動の大きな特色となっている。

同校の開校100周年記念誌『これまでもこれからも』(2010年11月)によると、同校の特色ある活動として、「〇〇〇〇タイム」「アカゲラタイム」「ハーモニータイム」の三つの「タイム」が挙げられている。それらは、次のような内容である。

〇〇〇〇タイム：「体力づくり」をメインとした活動で、全校一斉に、年間を通して、様々な活動に取り組んでいます。校内だけではなく、近所の裏山や学校裏を流れる川など自然の中で、広く豊かな経験を与える時間です。心も体もたくましくなってくれることを願って、工夫した取り組みを行っています。」(26頁) 具体的な活動としては、新体力テスト、クロスカントリー、川遊び、歩くスキー、クロスカントリースキー、樹間スキーツアー、が紹介されている。

アカゲラタイム：「実際に動植物を育てることにより、命の大切や働くこと、生産することの喜びを味わわせるのを目的として取り組んでいます。

また、グループで担当するものを決め、仕事をする楽しさや協力の楽しさ、責任感を養わせることもねらいの一つです。」(28頁) 具体的な活動としては、「教材園では」、「温室では」、「勤労にかかわる活動」、「水田で耕作」、「シイタケ栽培」が紹介されている。

ハーモニータイム:「音楽を通して、豊かな情操を養う活動で、大きくは「器楽」と「合唱」に分かれます。「器楽」では管楽器による演奏練習をし、様々な機会において発表しています。「合唱」では、「歌うことが好き」という子どもを目指して、歌声づくりに取り組んでいます。どちらも、みんなで協力して創りあげていくことを大切にしています。」(30頁) 具体的な活動としては、パート練習、セクション練習・全体練習、様々な行事での演奏、スクールバンド演奏会、アンサンブル発表会が紹介されている。

## 6. おわりに

小規模特認校制度を導入する直接の契機は、複式学級の解消(そうでない場合もあるが)や統廃合を回避して地域に小学校や中学校を残すことである。しかし、直接の契機はそうではあっても、それと重なりながら、しかし、それだけではない教育的意義が存在するのではないかと考えて、本研究を始めた。

今のところ、小規模特認校制度の教育的意義は次のようなことであると考えている。

- (1) 複式学級編制や廃校に陥らずに、地域の学校を学年単級の形態で維持存続できる。そのことにより、地域住民の子どもが学ぶ学校が生活空間に存在し、また、学校が存在することにより地域住民の結びつき・交流の場が確保される。
- (2) 各学年・各学級20人までの真の少人数学級を実現することにより、一人ひとりの理解を確認しながら授業を行うことができる。子どもは、着実に知識や技能を獲得することができる。
- (3) 大規模校では適応しにくかった子どもがゆったりした人間関係と自然環境の中で、育つことができる。
- (4) 少人数の利点を生かし、かつ、特認校であることを活かして、通常の学校ではできない教育活動の実施が可能である。
- (5) 地域の子どものみと地域外の子どもの異なる環境の中で生活している子どもがともに学ぶことにより、多様な価値観に接することができる(保護者も)。

「4.2」で述べたように、この制度を導入したからと言って、前述の教育的意義を実現するような方向で必ずしも事態が好転するわけではない。そうであ

るならば、その実現のための要件とは何かを解明するのが本研究の最終目的である。しかし、「1. はじめに」で述べたように、小論では、そのことについての言及は避け、読者に小規模特認校の実態を紹介することに限定した。

なお、現在に至るまで、和歌山県内には、小規模特認校制度を導入している学校は存在しない。しかし、市町村の大規模な合併が実施され、また、学校統廃合政策が加速する中で、いくつかの訪問調査先で、「先日、和歌山県の〇〇小学校の保護者の方がこられましたよ」という声を聞いた。そして、実際に和歌山県内でも制度導入に向けた具体的な動きが始まっており、筆者も若干のお手伝いを始めていることを記して小論を閉じることにする。

## 註

- 1) 門脇正俊「小規模特認校制度の意義、実施状況、課題」『北海道教育大学紀要(教育科学編)』第55巻第2号、2005年2月、35～36頁。
- 2) 門脇正俊「小規模特認校の類型論的考察」『北海道教育大学紀要(教育科学編)』第56巻第1号、2005年8月、47頁。
- 3) 長谷夏哉・斎尾直子「小規模小学校における特色ある学校運営を通じた地域づくり活動への展開と課題」『日本建築学会計画系論文集』第74巻第642号、2009年8月、1751頁。
- 4) ただし、同書において、各年度の在籍数が変動していない学校については、学校教育情報サイトGaccom(ガッコム)を参照した。
- 5) 前掲、長谷夏哉・斎尾直子論文、1751頁。
- 6) 小論の執筆期間がきわめて短かったために、各学校に関する記述について、学校長の承諾を得る機会を確保できなかった。
- 7) 『結～ゆい～A市立B小学校特認校制度10周年記念誌』B小学校特認校制度10周年記念事業実行委員会、2014年2月、10頁。
- 8) 同前誌、1頁。
- 9) 「挑戦し続ける 緑の中の小さな学校」同前誌、2頁。
- 10) 敷地は別であるが、H中学校とは小中一貫の教育課程による教育活動を行っており、同中学校も小規模特認校制度を導入している。
- 11) 2006年12月に内閣府の「『生きる学力育成』小中一貫教育特区」に認定されている。
- 12) G市立幼稚園の中で唯一の3年保育を実施している。そのため特認利用の園児が大多数である。
- 13) これに対して、後述するP市立Q小学校の場合は、私鉄路線廃止の恐れがある。
- 14) S小と地域振興を考える会監修・国際総合企画株式会社編『小さな学校の大きな挑戦—廃校の危

- 機から脱出中！一』小学館スクウェア、2006年。
- 15) 毎年、4月初旬の土・日曜日にS小学校の校庭に咲く孝子桜を中心にして2日間にわたって開催される(2014年度で第12回)。2日間で約2万人が参加する。児童や地域住民が学習の成果や日ごろの活動を発表する。新入学の児童や卒業した子どもたちが大勢の市民の前で紹介される。模擬店も多数出店する。地元農家が育てた野菜の直売も行われている。いまやR市の春を飾る一大イベントとなっている。筆者は、2014年4月5・6日に参加して、大変感銘を受けた。第13回孝子桜まつりは、2015年4月4・5日に開催される。「孝子桜まつり」で検索すると案内チラシを見ることができる。
  - 16) 「放課後活動等」は「U桜スクール」といい地元住民が運営している。
  - 17) V市の特認校制度では、通学時間1時間以内としているが、実際には、さらに長時間かけて通学する児童もいるようである。